明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
2 委任しようとする議決権	(1) 数量等	数量　個 委任後の議決権比率　%		
	(2) 委任の目的及び内容			
	(3) 委任の時期			
	(4) 株主総会の時期及び種別			
3 委任の相手方	(1) 氏名又は名称			
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地		(3) 国籍又は設立国	
	(4) 職業又は営んでいる事業の内容			
4 その他の事項				

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。